



モノクロ電子写真式プリンタ及び
プリンタ複合機のトナーカートリッジ
印刷可能枚数測定方法

JIS X 6931 : 2021
(ISO/IEC 19752 : 2017)
(JSA)

令和 3 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	渡邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安形 輝	亜細亜大学
	天野 佑基	総務省国際戦略局
	石井 正悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊藤 雅樹	株式会社日立製作所
	寺田 真敏	東京電機大学
	中上 直子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲谷 文雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野々垣 典男	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	福田 昭一	富士通株式会社

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 17.7.20 改正：令和 3.5.20

担当部署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官報掲載日：令和 3.5.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素案作成者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ)

審議委員会：情報分野産業標準作成委員会（委員会長 渡邊 創）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 測定要素及び条件	3
4.1 下準備	3
4.2 サンプル数	4
4.3 印刷モード	5
4.4 測定環境	5
4.5 用紙	6
4.6 保守	6
4.7 試験ファイル	6
4.8 寿命判定	7
5 測定方法	8
5.1 測定手順	8
5.2 トナーカートリッジ又はプリンタ不良の処理手順	9
6 印刷可能枚数の決定及び表記方法	10
6.1 印刷可能枚数公表値の決定	10
6.2 試験報告書	10
6.3 印刷可能枚数の公表方法	10
附属書 A (参考) かすれの例	12
附属書 B (参考) 寿命判定フローチャート	13
附属書 C (規定) 標準テストページ	17
附属書 D (規定) 試験報告様式	23
附属書 E (参考) 2種類のトナーカートリッジにおける印刷可能枚数の測定差検定方法	25
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 6931:2005**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本産業規格

JIS

X 6931 : 2021

(ISO/IEC 19752 : 2017)

モノクロ電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機の トナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法

Method for the determination of toner cartridge yield for
monochromatic electrophotographic printers and
multi-function devices that contain printer components

序文

この規格は、2017年に第2版として発行された ISO/IEC 19752 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、一般的な事務所で使用する標準テストページを使用して、モノクロ電子写真式プリンタ用のトナーカートリッジ（オールインワンタイプのトナーカートリッジ及び感光体を含まないトナーカートリッジ）の印刷可能枚数を測定する方法の標準化を目的としている。カートリッジを複数のプリンタ機種で使用できる場合、プリンタ機種間の差がそのカートリッジの印刷可能枚数に影響を与えない限り、一つの試験だけを実行すればよい。

注記1 カートリッジ供給者は、単一のカートリッジに対し、複数の市場機種へそのカートリッジを対応させることができるとある。“印刷可能枚数に影響を与えない”ということは、対応させる個々の機種のカートリッジの違いが、市場識別情報だけという解釈である。

トナーカートリッジの寿命は、通常、印刷可能枚数で表す。

この規格は、次の事項を規定している。

- 製造業者、試験機関などが“トナーカートリッジの印刷可能枚数”を決定するために行う測定の方法
- 製造業者、試験機関などが、測定結果からトナーカートリッジの印刷可能枚数公表値を決定する方法
- 製造業者が使用者に提供する資料類に、トナーカートリッジの印刷可能枚数を記載する適切な方法

トナーカートリッジの寿命の判定は、トナーカートリッジ内のトナーを消耗することによって発生する“画像のかすれ”又は“トナーなし検知機能による自動印刷停止”という二つの現象のいずれかで行う。

注記2 2種類のトナーカートリッジにおける印刷可能枚数の測定差検定方法を附属書 E に示す。

この規格は、ランニングコスト（ページ単価=1 ページ当たりのコスト）の見積りを行う上で要素の一つを測定する場合にも適用可能である。この規格は、ランニングコストを直接測定するためのものではなく、トナーカートリッジの印刷可能枚数を測定するだけのものである。ほとんどの場合、ランニングコストは、トナーカートリッジの印刷可能枚数という要素だけでは決まらない。ランニングコストの計算方法を提供することは、この規格の適用範囲外である。